

3・6 イラン制裁措置

3・6・1 EU によるイラン制裁

平成 24(2012)年 1 月 23 日、EU 外相理事会は核開発を続けるイランに対して、原油、石油製品、石油化学製品の売買および輸送の禁止、これら貨物の輸送に関する保険、再保険の提供を禁止する決議を採択した。

これにより、EU 加盟国外で設立され、EU 加盟国外に所在し、EU 加盟国外の管轄下にある船主および非 EU 船籍の場合、EU 加盟国への輸送は禁止される一方、非 EU 加盟国への原油等の輸送が禁止されるものではないが、国際 P&I グループのプールや再保険、また船舶保険および貨物保険の再保険が制裁の対象となるため、輸送活動に大きな影響が生じることとなる。但し、同年 1 月 23 日までに締結された売買契約に基づき実行される運送契約および保険契約については、石油化学製品は 5 月 1 日まで、原油および石油製品は 7 月 1 日までは適用の対象外とする猶予期間が設けられた。

同制裁については 3 月 23 日の EU 外相理事会で改めて EU 規則として詳細が決定されることとなった。

3・6・2 国内の対応

EU のイラン制裁により、再保険をロンドン保険市場に頼っているわが国損保各社はイラン産原油輸送に係る海上保険(船舶および貨物に係る損害保険・再保険)の提供が困難な状況となる。

こうした事態を受け日本政府は、国際原油市場に対する影響や第三国のエネルギー安全保障に与える甚大な影響に鑑み、外交ルートを通じ EU に対して非 EU 加盟国が行う海上輸送に係る保険、再保険については今回の制裁措置から除外することを強く働きかけるとともに、関係省庁間(外務省、資源エネルギー庁、金融庁、国交省)の審議の結果、除外が認められない可能性も踏まえ、並行して船舶保険と貨物保険について新たな保険等、可能な対応に向けて早急に調整を行うよう関係業界へ要請した。

損保各社は関係業界および政府からの要請を受け、4 月 1 日以降、各社独自のリスクのもとで、貨物および船舶の普通保険／戦争保険の提供を開始することを決定した。新たな保険はホルムズ海峡および同海峡以西のペルシャ湾内の集積リスクを各社によって一定の額を限度(貨物保険と船舶保険の合計額)で引き受けるというものであり、運用にあたっては関係者間での調整が必要となる。

3・6・3 EU 規則の実施と延期

平成 24(2012)年 3 月 23 日に開催された EU 外相理事会でイラン産原油の輸送等に係る保険、再保険の取扱いについて審議された結果、制裁の詳細を定めた理事会規則 No.267/2012 が採択され、海上保険については規則が施行される 3 月 24 日より EU 域内での保険・再保険の提供が禁止されることとなったが、一方で賠償責任保険については 6 月末まで制裁の実施を延期することが合意され、7 月 1 日以降の取扱いについては 5 月の EU 外相理事会で改めて結論を出すこととなった。